

委託業務処理要領

委託契約書及び航空法第22条、第24条及び第26条並びに同施行規則第53条及び第56条に基づく事業用操縦士（回転翼航空機）技能証明取得操縦訓練の委託に係る業務の処理要領は、次のとおりとし、その実施に当たっては航空法施行規則別表2に規定する内容に従い行うこと。

記

1 契約名

事業用操縦士（回転翼航空機）技能証明取得操縦訓練業務委託契約

2 取得する資格等

事業用操縦士回転翼航空機（陸上多発タービン機アグスタ式A109型又はユーロコプター式EC135型を含む）技能証明

3 練習生

(1) 北海道警察警察官 1人

(2) 自家用操縦士（陸上単発ピストン機）資格取得済み

4 契約期間

(1) 契約締結の翌日から令和8年3月31日までの間とする。

(2) 操縦訓練実施日は、原則として、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除くが、訓練生の進捗状況により委託者が必要と認める場合には実施日とすることができる。

5 業務履行場所

受託者の訓練施設に入所して操縦訓練を実施する。

但し、業務履行場所は、日本国内とする。

6 業務内容

(1) 学科訓練

学科訓練内容は、技能証明取得に必要な航空法施行規則第46条及び第46条の2別表第三に定める内容以上のものとし、次の項目を含むこと。

ア 事業用操縦士（回転翼航空機）航空従事者技能証明学科試験科目（航空工学、航空気象、空中航法、航空通信、航空法規）

イ 最新の操縦士実地試験実施細則「事業用操縦士（1人で操縦できる回転翼航空機）」（以下「細則」という。）の口述試験及び実技試験に必要な知識

(2) 操縦訓練

操縦訓練は、すべて回転翼航空機による操縦訓練とし、技能証明取得に必要な航空法施行規則43条別表第二、事業用操縦士の三回転翼航空機について技能証明を受けるようとする場合に定める飛行経歴以上の飛行

訓練を満たすもので、次の項目を含むこと。

ア 細則の実技試験に必要な項目

- (ｱ) 飛行前作業
- (ｲ) 地表付近における操作
- (ｳ) 空港等及び場周経路における運航
- (ｴ) 各種離陸及び着陸並びに着陸復行及び離陸中止
- (ｵ) 基本的な計器による飛行
- (ｶ) 外部視認目標を利用した飛行を含む空中操作及び型式の特性に応じた飛行
- (ｷ) 野外飛行
- (ｸ) 飛行全般にわたる通常時の操作
- (ｹ) 異常時及び緊急時の操作
- (ｺ) 航空交通管制機関との連絡
- (ｻ) 総合能力

イ 補備訓練として必要な項目

実地試験に不合格となった場合には必要な補備飛行訓練を行い、実地試験を再受験させること。

ウ 操縦教員

- (ｱ) 操縦教員として十分な知識及び技能を有する者を選定すること。
- (ｲ) 専従操縦教員を指定し、一貫して実地試験受験まで対応すること。
- (3) その他資格取得に有効な教育訓練

7 教材

受託者が、本業務に必要と認める教材を用意し、訓練生に配布すること。

また、訓練生が必要とする資料については、カラーコピーを含め、これに答えること。

8 費用の負担

操縦訓練業務の処理に要する以下の費用は、受託者の負担とする。

- (1) 学科訓練費及び受験手数料
- (2) 操縦訓練費及び実地試験受験手数料
- (3) 教材費（最新の学科試験スタディガイド、A I M－J A P A N、航空機乗組員飛行日誌、航法計算盤（T A N C－3改、プロッター、航空図等を含む。）
- (4) 滞在費（光熱費を含む。但し、食費は除く。）
- (5) 交通費
 - ア 滞在地と訓練場所間の往復
 - イ 学科試験会場への交通費

(6) 保険料

契約期間中における機体、搭乗者及び第三者賠償に係る保険

(7) その他国土交通省への各種調整及び手続きなど、本業務に必要な経費のすべて

9 報告等

受託者は、次のとおり委託者に提出するものとする。

(1) 訓練計画書 1 部（本契約締結後15日以内）

(2) 月間練習結果 1 部（翌月20日まで。ただし、令和8年3月練習分については、令和8年3月31日まで）

(3) 実績報告書（別記第14号様式） 1 部

(4) 成果品

ア 実地試験結果報告書

イ 学科試験結果通知書の写し

ウ 航空機乗組員飛行日誌（回転翼）の写し

10 業務の完了

受託者は、訓練生が事業用操縦士回転翼航空機（陸上多発タービン機アグスタ式A109型又はエアバス・ヘリコプターズ式EC135型を含む）実地試験に合格又は再受験したことをもって業務完了とし、速やかに実績報告書を提出すること。

11 その他

(1) 宿泊地は、訓練に支障とならない良好な環境であること。

(2) 航空法等の改正又は、国土交通省航空局の指導等に変更があった場合は、その都度適正に対処すること。

(3) 訓練生の滞在、通学、国土交通大臣に対する申請、その他各種手続きの代行等は、受託者が行うこと。

(4) 天候不順又は航空局の日程等により訓練計画に変更が生じた場合は、速やかに委託者に報告し、承認を得ること。

(5) 再試験に伴う試験手数料及び滞在費等は、受託者が負担すること。

(6) 学科及び操縦の訓練に関しては反復練習を行い、訓練生の質疑に対応するなど誠意を持って行うこと。

また、訓練生の体調に留意し無理が生じないよう訓練計画の策定及び訓練を行うこと。

(7) 操縦訓練に使用する機材は、有効な耐空証明を受け、確実な点検整備を行うこと。

(8) 本業務処理要領の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して決定するものとする。